

令和7年度  
指定障害福祉サービス事業者等集団指導  
【報酬算定に係る留意事項等について】

サービス共通 編

令和7年11月  
明石市福祉局生活支援室障害福祉課

# 【目次】

各章の内容	スライド数
虐待防止措置未実施減算	1~2
身体拘束廃止未実施減算	3~4
業務継続計画未策定減算	5~9
情報公表未報告減算	10~11

## 虐待防止措置未実施減算

令和4年度から義務化された障害者虐待防止措置を未実施の場合に減算となります。  
具体的には、以下に該当する場合に基本報酬を減算するものです。

### ①虐待防止委員会を定期的に(1年に1回以上)開催していない場合

※法人単位での開催可。身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営すること可。  
テレビ電話装置等を活用しての実施可。

### ②虐待の防止のための研修を定期的に(1年に1回以上)実施していない場合

### ③虐待防止措置(上記①②)を適切に実施するための担当者を配置していない場合

- ・基準を満たしていない状況が確認された場合には、市に対して、速やかに改善計画を提出し、  
[3月後に改善計画に基づく改善状況の報告を行うことを求める](#)
- ・事実が生じた日の翌月から改善が認められた月までの間について減算

※「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものである

## 虐待防止措置未実施減算(つづき)

所定単位数の1%を減算

(対象サービス:)全サービス

## 身体拘束廃止未実施減算

身体拘束等の適正化を図る措置を講じていない場合に利用者全員について減算となります。

※身体拘束等を行っていない場合も、身体拘束等の適正化を図る措置を講じる必要があります。

具体的には、以下に該当すると減算対象です。

- ①やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない。
- ②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に(1年に1回以上)開催していない。
- ③身体拘束等の適正化のための指針を整備していない。
- ④従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に(1年に1回以上)実施していない。

自立生活援助、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援は身体拘束廃止未実施減算の対象外です。

## 身体拘束廃止未実施減算(つづき)

複数の減算事由に該当する場合であっても、減算率は所定のものとなります。

所定単位数の10%を減算

(対象サービス:)障害者支援施設(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

所定単位数の1%を減算

(対象サービス:)居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く)

## 業務継続計画未策定減算

業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算するものです。

具体的には、以下の基準に適応していない場合に減算となります。

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、基本報酬を減算するものです。

複数の減算事由に該当する場合であっても、減算率は所定のものとなります。

所定単位数の3%を減算

(対象サービス：)

療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設

所定単位数の1%を減算

(対象サービス：)

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く)

## 業務継続計画未策定減算(つづき)

下記の経過措置が設けられていましたが、令和7年4月1日以降、既に経過措置が終了しています。  
策定を行っていない事業所は減算対象となります。ご注意ください。

令和7年3月 31 日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。→終了

ただし、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援及び障害児相談支援、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められないこと等を踏まえ、令和7年3月 31 日までの間、減算を適用しない。→終了

令和7年10月から始まる就労選択支援については、下記のとおりの経過措置が設けられています。

就労選択支援については、令和9年3月 31 日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 (令和6年3月29日 厚生労働省発出)より抜粋

(業務継続計画未策定減算②)

問 15 行政機関による運営指導等で業務継続計画の未策定など不適切な運営が確認された場合、「事実が生じた時点」まで遡及して当該減算を適用するのか。

(答)

業務継続計画未策定減算については、行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用することとなる。

例えば、生活介護事業所が、令和6年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合（かつ、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っていない場合）、令和6年10月からではなく、令和6年4月分の報酬から減算の対象となる。

また、居宅介護事業所等の令和7年4月から業務継続計画未策定減算の対象となるサービスの事業所について、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合、令和7年4月分の報酬から減算の対象となる。

## 情報公表未報告減算

障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている基本報酬を減算するものです。

障害者総合支援法第76条の3及び児童福祉法第33条の18においては、  
①事業者は、支援の提供を開始しようとするとき、支援の内容及び事業者・施設の運営状況に関する情報を指定権者に報告すること  
②指定権者は、当該報告の内容を公表することを求めています。

これは障害福祉サービス等情報公表制度のことで、WAMNETの障害福祉サービス等事業所情報検索システムを通じて報告・公表するものです。

事業者が当該報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、基本報酬について所定単位数から減算するものです。

所定単位数の10 %を減算  
(対象サービス:)

療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設

所定単位数の5%を減算  
(対象サービス:)

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く)

## 質問フォームについて

本市への質問専用フォームをつくりました。  
質問はこちらからお願いします。  
(窓口・電話ですと回答まで長い日数を要する場合がございます)

質問専用フォームURL:<https://logoform.jp/f/bTUKe>